府中市農業公園の整備に係る基本方針

～「市民の笑顔をつくりだす　新しい府中の農業」の実現に向けて～

平成２９年７月

府　　中　　市

目　　次

第１　策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第２　市民の意識とふれあい農業推進施策の現状
　　１　市民の農業・農地に対する意識・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　　２　ふれあい農業推進施策の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第３　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第４　設置する農業公園の特徴
　　１　分散型による設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　　２　農業公園の立地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　　３　拠点施設とサテライト施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　　４　特色ある農業公園づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　　５　公設民営方式の導入と市民協働参画型の仕組みづくり・・・・ 8
第５　基本的な導入機能・利用方針等の検討
　　１　各種農業施設の機能比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　　２　基本的な導入機能の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　　３　基本的な利用方針の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　　４　推定利用者数と農園規模の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第６　各農業公園の方向性
　　１　西府町農業公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　　２　南町農業公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　　３－１　小柳町農業公園①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　　３－２　小柳町農業公園②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
第７　農業公園の整備・開設に向けて
　　１　開設までのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　　２　地域における意見交換会の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・17
【参考資料】
資料１　府中市農業公園整備計画検討協議会委員名簿・・・・・・・・18
資料２　府中市農業公園整備計画検討協議会の設置等に関する規則・・19
資料３　府中市農業公園整備計画検討協議会開催経過・・・・・・・・20

第１　策定の趣旨

本市では、平成２６年度を初年度とする第６次府中市総合計画の基本目標の一つである「人を魅了するにぎわいと活力のあるまち」の基本施策として、都市農業の育成を掲げており、その実現のために実施すべき施策を示した第３次府中市農業振興計画（以下「農業振興計画」といいます。）を平成２７年１月に策定しました。

農業振興計画に掲げる将来像の「市民の笑顔をつくりだす　新しい府中の農業」の実現に当たっては、都市農業を取り巻く環境が変化する中で、市民が“農”に対する理解を深め、身近な自然、地域文化、ともに暮らす農業者とふれあうことが、本市のまちづくりや農業の将来にとって重要であるとの認識の下、基本方針の一つとして「ふれあい農業の推進」を掲げ、農業・農地を通じた地域コミュニティが活性化されるような施策を進めていくこととし、そうした新たな取組の一つとして、市民と農業とのふれあい等を目的とした公園（以下「農業公園」といいます。）の開設を農業振興計画上に位置付けています。

本方針は、こうした農業公園の整備・開設に向け、本市の基本的な方向性を定める方針として策定するものです。

【参考：本市の行政計画における農業公園の位置付け】

▼第６次府中市総合計画

施策７７「農業とふれあう機会の拡充」において、施策の方向性を「農業公園を開設し、市民が農業とふれあう場を確保します」と掲げています。

▼第３次府中市農業振興計画

農業振興の基本方針「ふれあい農業の推進」の施策に「農業公園の開設」を掲げ、「農業者の協力を得て行う体験講座は、その農業者の作付計画等により実施場所を毎年検討しています。同じ場所で継続的に体験講座や研修が実施できるよう、現在市の所有地になっている農地の中で農業公園の設置を進めます。設置に当たっては、市民や農業者の意見を参考にし、あわせて体験講座の実施方法も検討していきます」としています。

▼府中市緑の基本計画２００９

基本目標１「緑の保全・活用」～歴史・文化をかもし 生き物と共生する 緑のまち～の基本方針２「ふるさとを感じる緑を守り、生かします」の施策５「農地の保全・活用」において「地域の農村文化の継承や、農業従事者の協力による農業知識・技術習得など、土とふれあい、四季折々の農業体験ができる「農」をテーマとした「農業公園」の設置を進めます」と掲げています。

▼第２次府中市環境基本計画

基本方針１「水と緑が豊かにあるまちを目指します」の市の環境施策の「農地の保全」において「地域の農村文化の継承や、農業従事者の協力による農業知識・技術の修得など、土とふれあい農業体験ができる「農」をテーマとした農業公園の整備を検討します」と掲げています。

第２　市民の意識とふれあい農業推進施策の現状

１　市民の農業・農地に対する意識

次のアンケート調査の結果から、農業者や一般の市民にとって、農業・農地とは農産物の供給という機能にとどまらず、「産業」、「健康」、「環境」、「景観」、「防災」、「教育」、「地域コミュニティ」など、様々な機能を有するものとして認識されていることがうかがえます。

都市地域において農業・農地を残していくためには、こうした認識が更に多くの市民に広まっていくことが重要であり、農業公園の取組を通して都市農業の魅力や必要性を多くの人に発信していく必要があります。

【第３次農業振興計画策定のための農家アンケート結果】

設問	農地の多面性について、最も重要だと思うもの（３つを選択）	
結果	安全で安心な食生活を支える役割〈産業・健康〉	…６４％
	緑豊かな環境づくりを支える役割〈環境・景観〉	…５４％
	安全で快適なまちづくりを支える役割〈防災〉	…３３％
	子供たちの成長を支える役割〈教育〉	…２５％
	心ふれあう地域づくりを支える役割〈地域コミュニティ〉	…２１％

【平成２５年度市政世論調査結果】

設問	市内の農業・農地について期待していること（複数選択）	
結果	新鮮で安全な農産物の供給	…７３．８％
	自然や環境の保全機能	…３８．２％
	地域産業の活性化	…３１．１％
	食育などの教育的役割	…２８．９％
	生活への潤いや安らぎの提供	…２２．５％
	災害時における避難場所などの防災機能	…１７．８％
	農業体験を通じた地域コミュニティの醸成	…１６．１％
	地域の伝統・文化の継承	…　８．７％
	身近なレクリエーションの場	…　５．７％

２　ふれあい農業推進施策の現状

本市では、都市農業の魅力や必要性を発信していくため、市民と農業とのふれあいを推進する各種の事業を展開しています。今後、農業公園の整備を進めていく上では、こうした既存事業と十分に連携を図っていくことが必要です。

事 業 名	内　　容	実施体制（平成２８年度）
市民農業大学	市民を対象に農業者の指導の下で種まきから収穫までの農業体験講座を行う事業	○２コース（稲作・秋野菜） ○委託事業
親子ふれあい農園 農業プチ講座	小中学生の市民とその保護者を対象に、農業者の指導の下で種まきから収穫までの農業体験講座を行う事業	○親子ふれあい農園 ２コース（夏野菜・秋野菜） ○農業プチ講座 １コース（花と枝豆） ○委託事業
学童農園	市内小学校において、農業者の指導の下で小学生が農業体験を行う事業	○１５小学校 ○委託事業
農業体験農園	市民が農園主との年間契約により、割り当てられた区画で、農園主の作付計画に沿って、農業主の指導を受けながら、１年を通じて農業体験を行う事業	○５か所（全２１３区画） ○補助事業
市民農園	市所有地等を、区画を定めて農園として市民に貸し出す事業	○２１か所（全１，４３６区画） ○直営事業
うね売りのあっせん	市民に農業者の生産した農産物のうね売りをあっせんする事業	○ジャガイモ ７か所（全３０９区画） ○ネギ ４か所（全２３９区画）
援農ボランティアの受入れ先の紹介	市民にボランティアの受入れを希望する農業者を紹介する事業	○受入れ４５か所１３６人
農業まつり	農業者と市民とのふれあいを深めるためのイベント 府中産農産物の販売、ステージイベント、農産物の「宝船」や花のピラミッドの展示等	○１１月１９～２０日の２日間（来場者１０，５００人） ○委託事業（実行委員会方式で市が事務局）
農産物直売所マップ	市内の共同直売所及び個人直売所を紹介するために作成し、無料配布する冊子	○毎年１０月～１１月に新版を発行（２，６００部）

第３　基本理念

農業公園は、農業振興計画に掲げる将来像「市民の笑顔をつくりだす　新しい府中の農業」を実現するための取組の一つであることを踏まえ、その整備・開設に当たり、次のとおり、３つの視点からなる基本理念を定めます。

【基本理念】

① ＜市民の笑顔をつくりだす視点＞
　これまで農業に関心がなかった市民も含め、多くの市民が“農”とふれあい、楽しさを感じられる施設づくり・運営を目指します。

② ＜地域コミュニティを育む視点＞
　農業者や一般の市民、関係機関との協働により、地域で協力し合い、支え合える、地域コミュニティの輪が広がる施設づくり・運営を目指します。

③ ＜都市農業をＰＲする視点＞
　美しい景観、環境保全や防災機能など、農業・農地の持つ多面的機能も含め、農業者が守り育ててきた都市農業の魅力や必要性を多くの人に発信できる施設づくり・運営を目指します。

第４　設置する農業公園の特徴

１　分散型による設置

農業公園を設置する場合には、１か所に大規模な施設を配置する「集中型」と、数か所に小・中規模の施設を配置する「分散型」が考えられます。

本市の設置する農業公園については、次表に掲げるメリット・デメリットを踏まえ、地域に根差した施設づくり・運営を進めていくという基本理念に沿った整備が可能であり、用地確保が比較的容易である「分散型」で整備を進めることとします。

区　分	メリット	デメリット
集中型	○大規模であるため体験農園や直売所、駐車場など様々な機能を盛り込むことが可能	○身近に利用できる市民は限定される。 ○用地の確保が困難
分散型	○市民は身近な農業公園を選択して利用することができる。 ○集中型に比べ用地の確保が容易	○スペースの制約から盛り込める機能は限られる（直売所や駐車場など、農地以外の機能の確保は困難）。

２　農業公園の立地

分散型で整備を進めるに当たり、市内を府中街道と甲州街道を境として４つのエリアに分け、各エリアに農業公園を配置する構想とします。

なお、候補地については、次のとおりです。

	所在地	面　積	エリア	備　考
①	西府町４－７－３ほか 西府町４－９－１ほか	約 2,050 ㎡ 約 1,411 ㎡	北西部	合計　約 3,461 ㎡
②	南町６－３－１	約 1,987 ㎡	南西部	
③	小柳町６－２０－６	約　860 ㎡	南東部	面積規模が小さいため、２か所で一体的な農業公園として位置付ける。
④	小柳町２－４３－６ほか	約　691 ㎡		

上記の③と④の小柳町の候補地については、面積規模が小さいため、２か所で一体的な農業公園として位置付けます。

また、現状では、北東部のエリアには候補地がありませんが、今後の用地の確保の状況に応じて適宜設置を検討していくこととし、本方針においては、上記の４つの候補地への農業公園の整備について定めることとします。

【農業公園配置図】

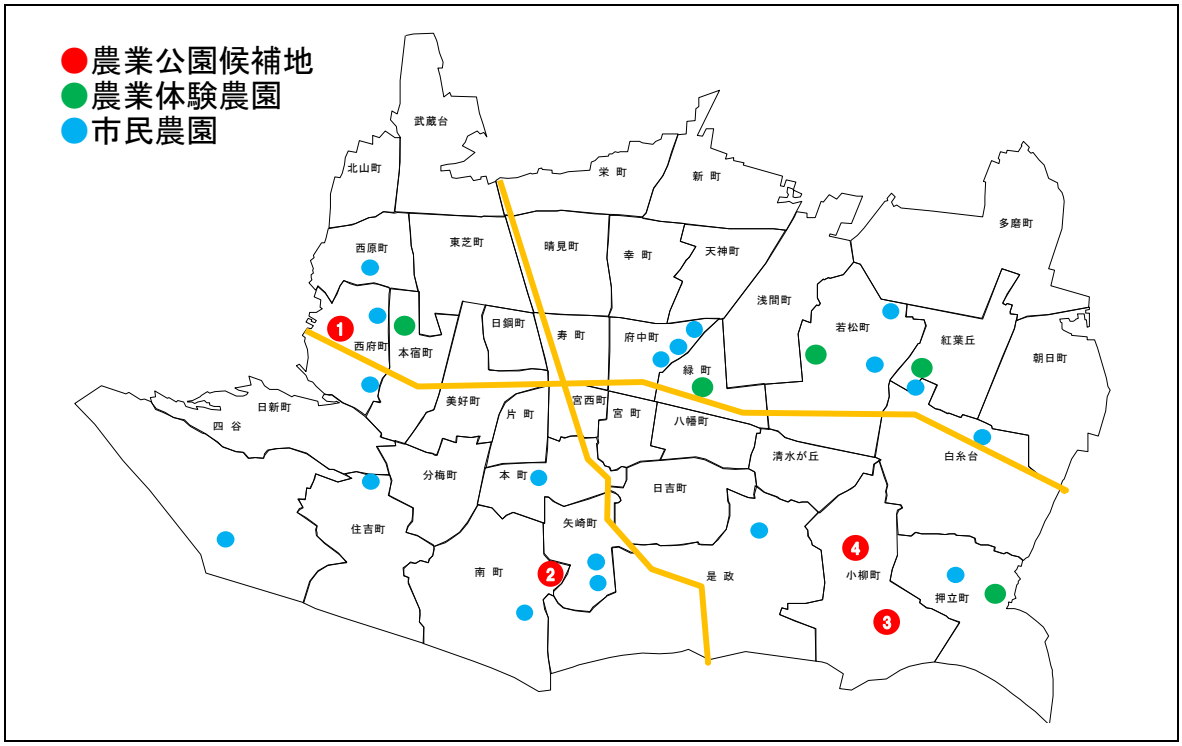

【関係機関への確認事項】

関係機関名 (府中市各課)	確認内容	①西府町４丁目	②南町６丁目	③小柳町６丁目	④小柳町２丁目	摘　要
計画課	用途地区、都市計画など、法規制の状況確認	一低 80/40 Ⅰ無	準工 200/60 25Ⅱ準	一低 100/50 Ⅰ準	一低 80/40 Ⅰ無	計画道路無し
		―	―	―	区画整理事業内 S40 年	
建築指導課	道路付確認、区画整理事業、生産緑地地区の内容確認	42 条 1 項 1 号 W4.0~4.5	42 条 1 項 1 号 W2.73~9.06	42 条 2 項 1 号 W1.82	42 条 1 項 1 号 W3.64~6.0	接道状況は地図により確認済み
		生産緑地地区解除条件			条件付き建築許可	
公園緑地課	生産緑地地区の解除の必要性	―	―	―	―	該当せず問題なし
ふるさと文化財課	埋蔵文化財包蔵地	―	―	―	―	該当せず問題なし
下水道課	汚水排水管の周辺整備状況	合流管２方向 φ250	分流管 汚水φ350 雨水φ250	分流管 汚水φ250 雨水φ250	合流管１方向 φ300	公共下水道台帳参照
水道局	上水給水管の周辺整備状況	既存 20φ 隣接道路内 CD100	既存 13φ 隣接道路内 FCDT150	既存 13φ 隣接道路内 FCDT100	隣接道路内 FCDT100	FCD:ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄（球状黒鉛鋳鉄）
環境政策課	地下水揚水施設の設置について	設置可	設置可	設置可	設置可	吐出口 6c ㎡以下、揚水能力 2.2KW 以下、日平均 10 ㎥、日最大 20 ㎥以下
その他	現況	市民農園 （一部）	市民農園	市民農園	水田 （市民農業大学で活用）	

【農業公園候補地周辺の都市計画図】

①西府町４丁目

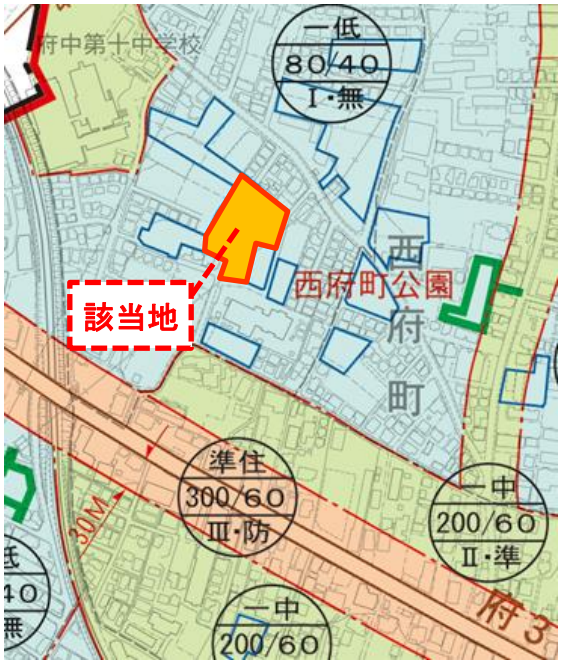

②南町６丁目

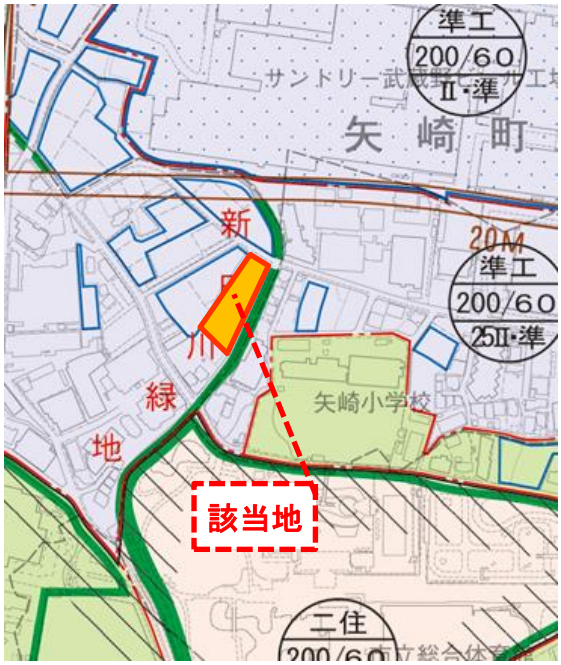

③小柳町６丁目

④小柳町２丁目

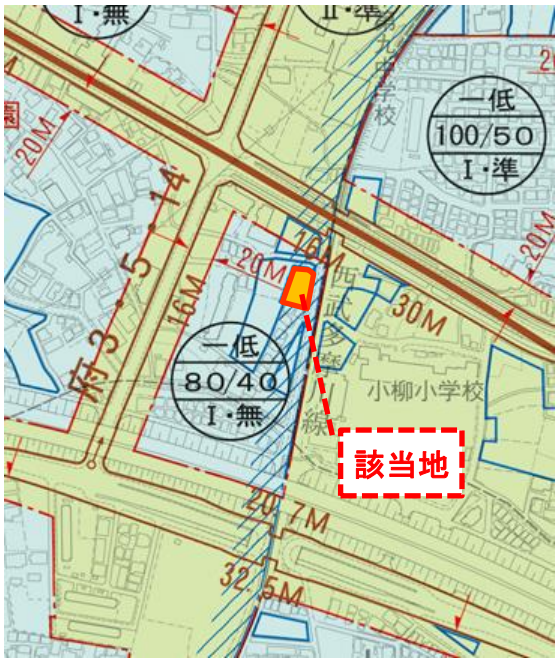

３　拠点施設とサテライト施設

各候補地のうち、面積規模の最も大きい西府町に設置する農業公園を農業公園全体の拠点となる施設に、その他の農業公園をサテライト施設（拠点施設から離れた所に設置された付属的施設）に位置付け、それぞれの位置付けに応じた機能を導入します。

名　称（所在地）	位置付け
西府町農業公園（仮称） （西府町４－７－３ほか、西府町４－９－１ほか）	拠点施設
南町農業公園（仮称） （南町６－３－１）	サテライト施設
小柳町農業公園①（仮称） （小柳町６－２０－６）	サテライト施設
小柳町農業公園②（仮称） （小柳町２－４３－６ほか）	サテライト施設

※　以下、「(仮称)」は省略します。

４　特色ある農業公園づくり

農業公園の整備に当たっては、本方針の基本理念の実現を前提に、農業・農地の持つ多面的機能（産業、環境、景観、防災、コミュニティ、食育、健康など）の発揮や都市農業のＰＲに資するテーマを農業公園ごとに設けることにより、それぞれの地域の特性や条件に応じた特色ある農業公園づくりを目指します。

５　公設民営方式の導入と市民協働参画型の仕組みづくり

農業公園の管理運営については、民間のノウハウを取り入れながら官民の力をバランスよく発揮することができる公設民営方式（市が施設を所有し、管理運営を民間に委ねる方式）をベースに検討を行います。

また、農園の適切な管理や農業体験講座の指導などの運営面において、農業者の協力がなければ成り立たないことや、市を推進主体に、関係機関や地域住民、市民団体、ＮＰＯ法人などが協力して、充実した体験・交流活動を提供していく必要があることから、地域を中心に様々な主体が運営に携わることのできる市民協働参画型の仕組みづくりを目指します。

第５　基本的な導入機能・利用方針等の検討

１　各種農業施設の機能比較

各種農業施設の機能比較を行うことで、農業公園の意義を再確認し、必要な機能を抽出します。

【各種農業施設の機能比較】

機　　能	一般農地	生産緑地	市民農園	農業体験農園	農業公園
生産･収益	◎	◎	×	○	・
景観･環境	・	・	・	・	○
レクリエーション	×	×	◎	◎	○
技術を学ぶ	×	×	・	○	○
文化を学ぶ	×	×	△	○	◎
交流する	×	×	△	○	◎
ＰＲする	×	×	△	○	◎
就農準備の実践	△	△	×	○	△
公共性･恒久性	×	・	・	△	◎

凡例：◎最も重視、○主要に対応する、・対応する、△少し考慮している、×考慮していない

農業公園と農業体験農園の機能は、多くの項目で重なりますが、農業公園の最大の特長は、その公共性・恒久性にあります。

また、農業公園には、農業振興や農地保全という公の目的の下、市民が農とふれあうことのできる場として、地域のコミュニティの醸成を図りながら、より多くの市民に都市農業の魅力や必要性を発信していくことが求められます。特に、これまで農業に対して興味や関心、知識の無かった人に、まず、関わって知ってもらうための公共のＰＲ施設であることが重要です。

２　基本的な導入機能の検討

農業公園の目的や公共施設としての性質を踏まえ、基本的な導入機能を次のとおり整理します。

○農業を体験でき、交流できる機能

市民が農業・農地に実際にふれること、経験すること及び知ることができる場とします。また、作物加工や調理、試食の機能も検討します。

〇情報発信機能

都市農業の魅力や農業・農地の持つ多面的機能（産業、環境、景観、防災、コミュニティ、食育、健康など）の貴重さを、農業体験講座の参加者だけではなく、散策で立ち寄っただけの利用者でも感じられるような展示の工夫等を行います。

〇協働で行う体験や学びを通じて楽しむ機能

自然との関わりや府中農業の歴史・文化などの学びを、利用者同士の協働作業として行うことで、楽しみを感じることのできる機能（利用者の作業記録を残したり、作品を展示したりする機能など）を導入します。

〇気軽に参加できる機能

公共施設として、できる限り多くの市民の利用が可能となるよう、気軽に参加できる機能や利用条件を整えるとともに、幼児連れや高齢者、障がい者の利用にも可能な限り配慮した施設づくりを行います。

【機能のイメージ】

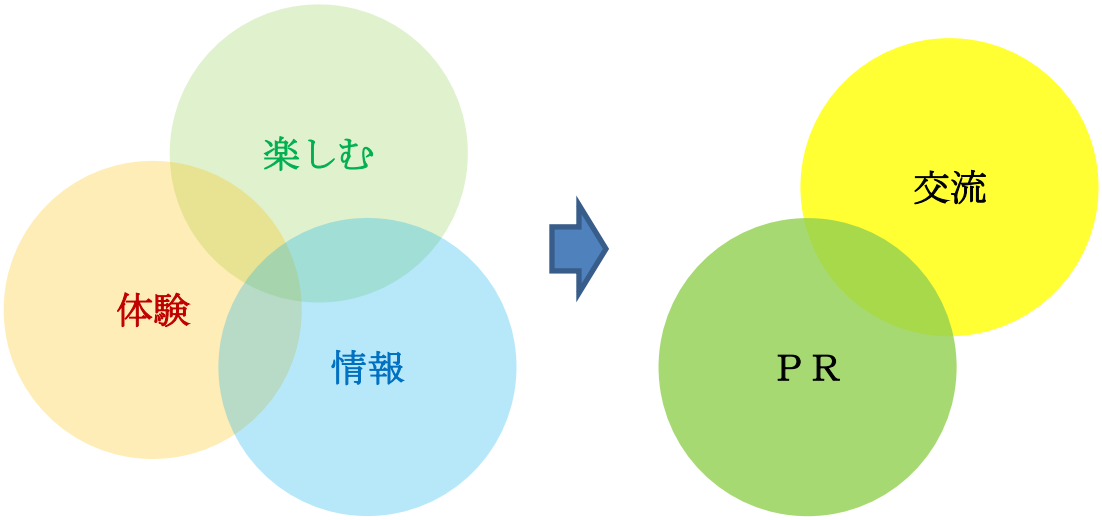

３　基本的な利用方針の検討

農業公園の利用については、一般の立ち寄り利用、一時的な催し・イベントでの利用及び継続的なプログラムへの登録利用の３種類を想定しています。

なお、継続的なプログラムへの登録利用については、利用ニーズの想定ごとに、次のとおり利用方針を設定します。

利用ニーズ	利用方針	利用メニューの例
実践的体験利用	○各種の同一作物をみんなで同時に育て、比較しながら、技術を学んでいくことで、農業の基礎知識と一定レベルのノウハウが習得できるプログラムを提供する。 ○やや高度で実践的な技術力アップを図るプログラムを通して、利用者の就農希望の喚起につなげる。	○実習区画での技術力アップのプログラム（定番数種の堅実な育成） ○協働で取り組む「稲作、豆・穀物類」などのメニュー ○加工や経済性を学ぶ講座・アイデアを出し合って交流するメニュー ○講座・座学や他の農地見学なども随時取り入れる。
子ども連れファミリー利用	○子ども連れファミリーが自然にふれあうことを主目的とした利用で、簡易な農業体験と併せて子どもの食育につながるプログラムなどを提供する。	○米や夏・秋野菜、根菜などを栽培する定番メニュー ○食育を意識して給食やおやつなどを題材にした加工・料理メニュー ○花づくり、歳時記の行事食や飾り、防災保存食づくりなどのメニュー
中高年世代などのグループ利用	○市民農園では荷が重いと感じる中高年世代の人たちなどが、負担の少ない条件で、利用者同士で関わり合いながら、趣味的に楽しんで体験できるプログラムを提供する。 ○これまで農業に興味・関心がなかった人でも入りやすいテーマ設定を行う。	○食材づくりと料理がセットとなった食のテーマから入るメニュー ○ソバ打ち、みそづくりなどの伝統文化継承メニュー ○農業公園のイメージアップのための花づくりや展示野菜づくりメニュー

４　推定利用者数と農園規模の検討

利用メニューと利用人数に応じた農園の整備を行うため、推定利用者数と農園の規模の設定を行います。

まず、推定利用者数について、これまでの市民農業大学、親子ふれあい農園及び農業プチ講座の実績から、次のとおり設定します。

利用ニーズ	利用人数	体験参加回数	延べ人数	備　考
実践的体験利用	30 人程度	8～12 回／年	240～360 人	実習・講習・座学
子ども連れファミリー利用	50 人程度	6～10 回／年	300～500 人	通年ﾃｰﾏと単独ﾃｰﾏ混合
中高年世代などのグループ利用	50 人程度	8～12 回／年	400～600 人	各種のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ参加可
推定利用人数			940～1,460 人	

※　市民農業大学､親子ふれあい農園及び農業プチ講座の年間利用者数 922 人(H28 実績)

次に、農園規模について、推定利用者数に応じて、次のとおり設定します。

利用ニーズ	農園の使用想定
実践的体験利用	○実習区画（指導を受けて指定された作物を一斉に作付けする区画）として西府農業公園と南町農業公園に分散設置し、30 区画×30 ㎡=900 ㎡と通路面積の合計で 1,200 ㎡を使用 ○協働農園（利用者が協働して使用する農園）として畑 500 ㎡と水田 250 ㎡を使用 ［計　畑 1,700 ㎡、水田 250 ㎡］
子ども連れファミリー利用	○米や夏野菜、秋野菜、根菜づくりを行う協働農園として畑 300 ㎡と水田 250 ㎡を使用 ○その他、畑 4 か所×50 ㎡＝200 ㎡を使用 ［計　畑 500 ㎡、水田 250 ㎡］
中高年世代などのグループ利用	○プログラムで使用する食材づくりなど、夏野菜や秋野菜、ハーブ、花づくりを行う畑として、畑 8 か所×50 ㎡＝400 ㎡を使用 ○農業公園の景観を彩る花づくりや展示用の野菜づくりを行うための畑等（入口周辺や外周）として、畑 400 ㎡を使用 ［計　畑 800 ㎡］
まとめ	○合計で水田 500 ㎡、畑 2,600 ㎡程度以上を登録利用のスペースとする。 ○小柳町農業公園②では、水田での米づくりのほか、秋野菜づくりでも使用する。 ○西府町、南町及び小柳町①の農業公園で、畑 2,000 ㎡程度以上を確保する。

【参考：上記の規模の検討を踏まえた施設構成の一例】

機能区分	西府町農業公園		南町農業公園		小柳町農業公園①		小柳町農業公園②	
	割合	面積（㎡）	割合	面積（㎡）	割合	面積（㎡）	割合	面積（㎡）
管理機能（駐車場・駐輪場）	15%	519	10%	199	15%	129	10%	69
集会機能（管理棟等）	15%	519	10%	199	30%	258	10%	69
広場機能（ｲﾍﾞﾝﾄ、休憩広場等）	20%	692	20%	397	0%	0		
実習機能（実習農場、水田等）	50%	1,731	60%	1,192	55%	473	80%	553
合　計	100%	3,461	100%	1,987	100%	860	100%	691

第６　各農業公園の方向性

１　西府町農業公園

●テーマ

農の風景の中で楽しく学べるふれあい農園

～都市農業への理解を深め農業関係者との交流の輪を広げる～

●導入機能（基本構成）

①集会機能：管理棟（事務室、研修室、トイレ、調理場、倉庫など）

②実習機能：実習農場（体験農園、研修農園、実験農園など。ハウスも含む。）

③広場機能：休憩所、広場（イベントや防災訓練でも活用）、水面（水田）など

④管理その他：駐車場・駐輪場、井戸、雨水浸透ます、垣根、各種防災機能など

●運用方法（考えられる運営例）

・作付けから収穫までの一連の作業を体験できるプログラム
・地元農業者や農業に詳しい人との交流会や講座など
・子どもや初心者向けの収穫体験教室（近隣小学校との連携も含む。）
・収穫祭や食育セミナーなどの交流イベント
・都市農業の担い手を育てる人材育成プログラム
・新しい府中農業につながる実験的農作物の栽培や展示など
（利用者と協働した取組、農工大学や農業高校との連携なども考えられる。）
・市民農園の利用者の参画

【ゾーンニング例】

●その他留意事項

・地域住民の通行路（赤道）、高圧線の位置及び日陰となるスペースを考慮した施設配置
・隣接住宅への配慮（苦情等への配慮）
・管理用及び運営に協力する農業者用の駐車スペースの確保
・太陽光発電の活用やネットカメラの設置などの検討
・農の原風景を感じられるしつらえや、通路のデッキ化による農機具収納などの工夫

２　南町農業公園

●テーマ

水と緑に囲まれた自然と都市が共存する体験農園

～都市農業と水と緑の憩いの中で交流の輪を広げる～

●導入機能（基本構成）

①集会機能：管理小屋（小規模なもの）

②実習機能：実習農場（体験農園、研修農園など）

③広場機能：休憩所、小規模な広場（青空教室）、流れ（雑田堀）など

④管理その他：駐車場・駐輪場、用具倉庫など

●運用方法（考えられる運営例）

・作付けから収穫までの一連の作業を体験できるプログラム

・「雑田掘用水と親しむ会」や地元の農業者、企業を含む人々との協力体制や交流

・郷土の森博物館のイベントとの連携

・子どもや初心者向けの収穫体験（近隣小学校との連携も含む。）

・農業担い手を育てる人材育成プログラム

●その他留意事項

・雑田堀用水の親水公園やビオトープとの関連性への配慮

・郷土の森公園や博物館など近隣施設との連携

・隣接住宅への配慮（苦情等への配慮）

・管理用及び運営に協力する農業者用の駐車スペースの確保

・太陽光発電の活用やネットカメラの設置などの検討

【ゾーンニング例】

３－１　小柳町農業公園①

●テーマ

農の恵みと食へのつながりを学べる食育農園

～都市農業と食育との関わりを通じて交流の輪を広げる～

●導入機能（基本構成）

①集会機能：管理小屋（小規模なもの。近隣の公園施設を活用し、農作物の加工場の設置も検討）

②実習機能：実習農場（体験農園、実験農園など）

③広場機能：休憩所、イベント広場など（近隣公園施設を活用）

④管理その他：駐車場・駐輪場（近隣公園施設を活用）及び農産物自動販売機

●運用方法（考えられる運営例）

・作付けから収穫までの一連の作業を体験できるプログラム
・地元農業者や農業に詳しい人との交流会や講座など
・子どもや初心者向けの収穫体験教室（近隣小学校との連携も含む。）
・収穫祭や食育セミナーなどの交流イベント
・都市農業の担い手を育てる人材育成プログラム
・市民農園の利用者の参画

【ゾーンニング例】

●その他留意事項

・隣接住宅への配慮（苦情等への配慮）
・管理用及び運営に協力する農業者用の駐車スペースの整備
・太陽光発電の活用やネットカメラの設置などの検討

３－２　小柳町農業公園②

●テーマ

お米・水田の文化を学べる食育農園

～お米づくりや水田の文化・生きものを通じて交流の輪を広げる～

●導入機能（基本構成）

①集会機能：小屋（小規模なもの、仮設又は広場機能と一体のもの）

②実習機能：実習農場（体験水田、実験水田など）

③広場機能：休憩所

④管理その他：駐車場・駐輪場（小規模なもの又は仮設）及びトイレ等の水場

●運用方法（考えられる運営例）

・作付けから収穫までの一連の作業を体験できるプログラム
・子どもや初心者向けの収穫体験教室（近隣小学校との連携も含む。）
・学校給食の食材づくり、食育セミナーなどの交流イベント
・多磨用水組合による農業体験講座（水田）
・米づくりの文化をテーマにしたイベント（ワラの利用など）
・田んぼアートや生きもの探しなどのイベント
・花の演出（レンゲ、ポピーなどの景観作物）

【ゾーンニング例】

●その他留意事項

・管理用及び運営に協力する農業者用の駐車スペースの整備
・太陽光発電の活用やネットカメラの設置などの検討

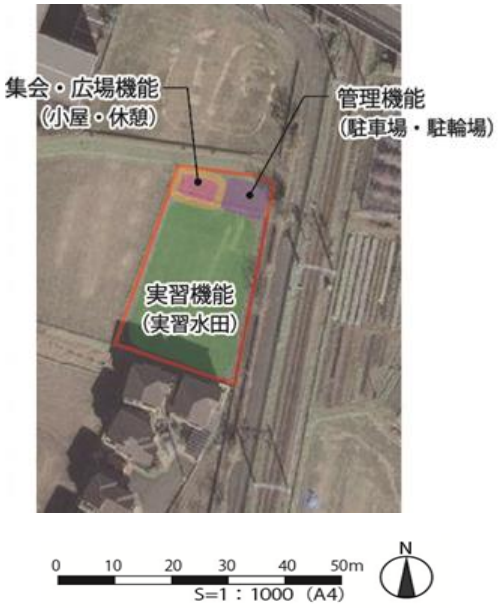

第７　農業公園の整備・開設に向けて

１　開設までのスケジュール

４か所の農業公園のうち、拠点施設となる西府町農業公園から整備を行います。

南町農業公園、小柳町農業公園①及び小柳町農業公園②については、西府町農業公園の開設後、一定期間その運営上の課題等の検証期間を設けた上で、順次整備に着手します。

なお、西府町農業公園の整備・開設のスケジュール案については、次のとおりとし、平成３２年度の開設を目指します。

平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度	平成３２年度
基本設計・実施設計		整備	供用開始

２　地域における意見交換会の実施

各農業公園の整備に当たっては、設計段階において地域の市民・農業者等とのワークショップ型の意見交換会を実施し、市民や農業者が意見を出し合って協働でつくりあげる農業公園を目指します。

【今後の検討のポイントと対応策】

カテゴリ	ポイント	対 応 策
農業体験	企画・指導	やさしく教えるマイスター確保
集　　客	特徴付け・魅力づくり 利用しやすさ	まずは注目されることが大切 利用者本位の目線
維持管理	技術者への委託 景観・環境の維持	農業者等への委託 きめ細かい手間をかける
運営管理	プログラム企画・調整 プログラム運営	利用者に合った幅広いプログラム スタッフの確保
情報伝達	解説・発信	やさしく伝えるマイスター確保 熟練のわざやおもてなしの心

参考資料

資料１　府中市農業公園整備計画検討協議会委員名簿

	氏名	選出区分	所属等	備考
1	筒　井　敏　彦	学識経験者	日本獣医生命科学大学 名誉教授	会長
2	石　阪　　脩	府中市農業委員会長	府中市農業委員会長	副会長
3	髙　野　茂　久	府中市農業委員会推薦の農業者		
4	松　本　良　幸	府中市農業委員会推薦の農業者		
5	谷　中　智　一	府中市農業委員会推薦の農業者		
6	村　野　礼　征	農業関係団体	マインズ農業協同組合 本店地域振興部指導課長	
7	木　下　高　一	東京都農業振興事務所	東京都農業振興事務所 振興課課長代理	
8	三　上　かずみ	消費者関係団体	生活協同組合コープみらい 東京都本部東京６ブロック 委員会委員	
9	齋　藤　裕　吉	府中市教育委員会委員		
10	千金楽　千　詠	公募市民		

（選出区分の５０音順・敬称略）

資料２　府中市農業公園整備計画検討協議会の設置等に関する規則

（趣旨）
第１条　この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成２７年３月府中市条例第１号）第２条第２項の規定に基づき、府中市農業公園整備計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）
第２条　協議会は、市長の諮問に応じて、農業公園（市民と農業とのふれあい等を目的として設置する公園をいう。）の整備に係る計画の案に関する事項について調査審議するものとする。

（組織）
第３条　協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員１０人以内をもって組織する。
⑴　学識経験を有する者　１人
⑵　府中市農業委員会の会長　１人
⑶　府中市農業委員会の推薦する農業者　３人以内
⑷　農業関係団体の構成員　１人
⑸　東京都農業振興事務所の職員　１人
⑹　消費者関係団体の構成員　１人
⑺　府中市教育委員会の委員　１人
⑻　公募による市民　１人

（委員の任期）
第４条　委員の任期は、前条の規定による委嘱のあった日から平成２９年３月３１日までとする。

（会長及び副会長）
第５条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。
２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）
第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（雑則）
第７条　この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付　則

（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）
２　この規則は、第４条に規定する委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。

資料３　府中市農業公園整備計画検討協議会開催経過

回	年月日	主な内容
第１回	平成２８年１１月２２日	・会長及び副会長の選出 ・諮問 ・会議の公開等について ・農業公園開設に関する経緯等について ・現地視察
第２回	平成２８年１２月１９日	・府中市農業公園の整備に係る基本方針（草案）について ・基本理念について ・本方針の前提について ・各農業公園のテーマについて ・西府農業公園の整備・開設スケジュールについて
第３回	平成２９年　２　月　２　日	・計画の基本理念について ・農業公園毎の整備等の方向性について
第４回	平成２９年　３　月　７　日	・答申（案）について

府中市農業公園の整備に係る基本方針

～「市民の笑顔をつくりだす　新しい府中の農業」の実現に向けて～

発　　行　平成２９年７月
編集・発行　府中市生活環境部経済観光課
〒１８３－８７０３　東京都府中市宮西町２丁目２４番地
電　話　０４２（３６４）４１１１（代表）
０４２（３３５）４１４３（直通）
ＦＡＸ　０４２（３６０）９３７０
ホームページ　http://www.city.fuchu.tokyo.jp